

(案)

第3期立山町教育大綱

～ふるさとに誇りと愛着をもち

次代を担う「人材」を育成する～



令和8年●月

富山県立山町

はじめに

このたび、第3期立山町教育大綱を策定しました。

本大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定に基づき、本町の教育に関する基本的な計画として、教育の基本的な理念と、教育・学術及び文化の振興に関する施策の取組方針を定めるものです。

策定にあたっては、2021年3月に策定した立山町教育大綱を継承し、2026年を初年度とする第10次立山町総合計画の後期基本計画との整合性を取り、国や県の教育大綱等の考え方も踏まえています。また、立山町総合教育会議において、立山町教育委員会と認識を共有しつつ、引き続き私の思いを盛り込んでいます。

こどもたちには、本町の教育環境の中で、成長する過程において「生き抜く力」を身につけるほか、ふるさとに誇りと愛着を持って、社会で生き生きと活躍してほしいと切に願っています。

そして、これまでと同様、本町が教育の分野においても「選ばれる町」となるよう、教育行政を推進したいと考えています。

なお、実施にあたっては、本町の教育委員会が定めた第3期立山町教育振興基本計画（2026年2月策定）と連動し、教育施策を展開します。

2026年●月

立山町長 舟橋 貴之

計画期間

原則として、2026年度から2030年度までの5年間とします。なお、必要に応じ、大綱の内容を見直すこととします。

年度	2021	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
第10次 立山町総合計画 総合戦略												
第3期 立山町教育大綱												
第3期立山町 教育振興基本計画												

策定にあたっての考え方

今回の策定にあたっては、第10次立山町総合計画との整合性を取り、また、国や県の教育大綱等の考え方を踏まえました。

1. 【町】第10次立山町総合計画（後期基本計画：2026～2030）

- 将来像「資源を磨き 明日を拓く 美しい町 立山」
どんな大きな壁でも乗り越えられるような、また明日を自ら切り拓いていけるような人材の育成に、積極的に取り組む。
- 第4章基本計画 3. 教育・スポーツ・文化のまちづくりの目標である「学習や交流を通じて地域の人材・魅力・文化が育まれる町」の実現に向けて掲げた6つの施策
 - 3-1 学校教育の充実
 - 3-2 教育環境の整備
 - 3-3 青少年健全育成
 - 3-4 生涯学習の推進
 - 3-5 スポーツの振興
 - 3-6 文化・芸術の振興

2. 【国】第4期教育振興基本計画（2023～2027）

- 今後の教育政策に関する基本的な方針として掲げられた5つの視点
 - 1 グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
 - 2 誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
 - 3 地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
 - 4 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進
 - 5 計画の実効性確保のための基盤整備・対話

3. 【県】第3期富山県教育大綱（第4期富山県教育振興基本計画）（2026～2030）

- 基本理念
「生涯にわたる学びを通して、県民一人ひとりのウェルビーイングを高める」
- 教育方針
 - 1 一人ひとりの可能性を引き出す質の高い教育の実現
 - 2 多様なニーズに対応したきめ細かな教育と支援の展開
 - 3 子どもたちの学びを支える教育環境を構築
 - 4 社会の持続的発展に向けて学ぶことのできる機会の提供

大綱の基本理念

ふるさとに誇りと愛着をもち 次代を担う「人材」を育成する

今後の人口減少の加速化と社会情勢が目まぐるしく変化する時代を生き抜くため、これからの地方自治体は、どんなに困難な壁であっても挑戦する勇気と、進んで他者のために働く意欲と力をもった人材が育つ教育環境づくりを進める必要があります。

基本目標 1

主体的に社会で生き抜くこどもを育てる

～読み解く力の育成の推進～

AI技術などの進化により社会が大きく変化しても、こどもたちの将来の選択肢を狭めないようにするため、文章や図表等を正確に読み取り（認識）、これをもとに考えをまとめ（思考）、相手に伝える力（表現）の育成に努め、主体的に社会で生き抜くこどもたちを育てます。

連動する第3期立山町教育振興基本計画
：基本的な方向 I

基本目標 2

基本的な生活習慣を身につけた元気なこどもを育てる

～食育と体力向上の推進～

立山町食育推進計画（2010年4月策定）に則り、こどもたちの健全な食生活を勧め、さらに地産地消により生産者の苦労を想像できる力を養うとともに、地域の活性化に寄与します。

また、学校・家庭・地域が一体となって「早寝早起き朝ごはん運動」を推進し、学力、体力を根底で支える基本的な生活習慣の定着に努めます。

あわせて、多様な運動習慣の定着と体力向上への取組やスポーツを楽しめる環境づくりを推進し、元気なこどもたちを育てます。

連動する第3期立山町教育振興基本計画
：基本的な方向 I、Ⅲ、Ⅳ

基本目標 3

これからの立山町を支えるこどもを守り育てる

～地域社会全体の連携・協働～

学校・家庭・地域が連携し、協働でこどもたちの学びや成長を支え、将来、町の担い手として活躍できる人材を育成できるよう、地域社会全体で取り組む環境づくりを目指します。自己が生まれ育った地域や国を理解し、誇りをもって他者に説明できる力を養うこと、そして郷土の自然、歴史や文化、先人の生き方と努力に対する理解を深め、自ら地域の課題を発見し解決する能力を身につけられるよう、ふるさと教育を推進します。

連動する第3期立山町教育振興基本計画
：基本的な方向 I、Ⅲ、Ⅳ

基本目標 4

誰もが夢をもてる教育環境をつくる ～教育の機会均等の確保～

英語をはじめとする外国語教育、ICT機器やAI技術などの効果的な活用、ハード整備など質の高い教育環境の充実に努めます。

経済的な理由などにより、こどもたちの等しく学ぶ機会が失われないよう、学校教育における必要な経費の支援に努めます。

また、こどもたちのいじめの未然防止や不登校対策として、学校・家庭・地域と教育委員会との連携を強化し、安全・安心で目配りできる教育環境づくりを目指します。

連動する第3期立山町教育振興基本計画
：基本的な方向 I、Ⅱ

基本目標 5

生涯を通じて地域を支える人をつくる

～いつでも誰でも気軽に学べる環境整備～

町民一人ひとりが、生涯を通じて、自らの意思で学びたいという思いに応えられるよう、持続可能な学習環境の整備に努めます。

また、学んだ成果が地域活動の現場で実践・還元されるとともに、学校・家庭・地域が連携し、互いに学び合い、活かし合って、生涯を通じた人づくりを目指します。

連動する第3期立山町教育振興基本計画
：基本的な方向 Ⅲ、Ⅳ

第3期立山町教育振興基本計画（概要）

計画の策定にあたって

この計画は、国の第4期教育振興基本計画及び県の第3期富山県教育大綱（第4期富山県教育振興基本計画）と第10次立山町総合計画との整合性を取りながら、本町が目指す教育の姿や基本的方向などを示し、それらを着実に実現するために今後5年間に必要な教育施策や取組みを整理した教育に関する基本的な計画です。

基本理念 ふるさとに誇りと愛着をもち、未来を拓く心豊かな人づくり

計画の体系 ～4つの基本的な方向～

I 未来を生き抜く子供の育成

- ・学習の基盤となる資質・能力の育成
- ・健やかな心身を育む教育の推進
- ・現代的課題に対応した教育の推進

II 子供の学びを支える教育環境の整備

- ・社会の変化に対応した学びを支える教育環境の整備・充実
- ・多様な教育ニーズに対応した教育環境の整備・充実

III 地域と連携し、社会全体で子供を育てる教育の推進

- ・学校・家庭・地域で取り組む子供の成長支援

IV 生涯にわたり学び続ける環境づくりの推進

- ・生きがいを創出する生涯学習の推進
- ・郷土愛を育むふるさと教育の推進
- ・心を豊かにするスポーツ・文化芸術活動の振興

関係法令条文（抜粋）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）

（大綱の策定等）

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2、3 略

4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

（総合教育会議）

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

- 一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- 二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 地方公共団体の長
- 二 教育委員会

3～9 略

教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）

（教育振興基本計画）

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。